兵庫県パートナーシップ制度と連携して利用できる・利用しやすくなる行政サービス (公営住宅・病院以外)

【注意事項】

- ・この一覧表は、令和6年4月1日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。 掲載されていないものについても、調整が整ったものを追加更新させていただきます。
- ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受理証明書の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。
- ・なお、一部のサービスの利用については、受理証明書の提示が不要な場合があります。

●豊岡市

No.	行政サービス等の内容	受理証明書の提示等		問い合わせ先		備考
		必要	不要	担当課	電話番号	1佣名
1	移住促進住宅への入居における同居者	0		但東振興局地域振興課	0796-21-9032	
2	身体障害者等に対する軽自動車税の減免	0		税務課	0796-21-9045	
3	定住促進事業補助金(引越しに係る支援)の申請	0		地域づくり課	0796-21-9096	